

## 静岡県中部看護専門学校同窓会 個人情報保護方針

静岡県中部看護専門学校同窓会（以下、本会という）は個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

### 1、個人情報の収集

本会は、適正かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

※卒業時及び原則として3年に1度本人の同意を得た上で収集します。

### 2、個人情報の利用目的について

個人情報は、以下の同窓会の業務目的にのみ利用します。

- ・同窓会総会、役員会および幹事会、その他本会が主催する行事の案内の送付のため
- ・同窓会名簿の作成と管理のため（同窓会名簿は会員個人には発行いたしません）
- ・その他、規約に定める事項の遂行に必要と判断された諸事業のため

### 3、個人情報の管理について

- (1) 個人情報の正確性を保ち、これを適切に管理します。
- (2) 収集した個人情報について適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。
- (3) 個人情報の取扱いを第三者に委託する必要がある場合には、第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

### 4、個人情報の開示・訂正について

会員本人が自己の個人情報について開示・訂正・削除・利用停止を求めた場合、速やかに対処します。

### 5、個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

### 6、本方針の実施、維持及び改善について

本会は、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、基本規定を定め関係者に周知徹底し継続的に改善していきます。

## 附 則

1、平成 25 年 4 月 1 日 制定

2、平成 26 年 10 月 1 日 改正

## 静岡県中部看護専門学校同窓会 個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県中部看護専門学校同窓会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の取扱いについて基本事項を定め、業務の適正な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 1. この規程において「個人情報」とは本会会員に関する情報をいい、本会が業務上取得し、または作成したもののうち、特定の個人を識別することができるものをいう。

2. この規程において「個人情報管理責任者」とは、本会の個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいい、本会の会長がこれにあたる。「個人情報管理者」とは、各部門において個人情報保護のための業務について責任と権限を有する者をいい、同窓会役員、及び同窓会事務局担当者がこれにあたる。

### (責務)

第3条 1. 本会の事務に従事するものは、会員のプライバシーの保護に努めなければならない。

2. 本会における活動に従事したものは、活動中に知りえた個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。

### (収集の制限)

第4条 1. 個人情報の収集は、本会の業務遂行上に必要な範囲内に限定するものとする。

2. 個人情報のうち、個人の思想、信条、信仰、及び資産等社会的状況に関する情報は収集してはならない。

3 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により行わなくてはならない。

### (利用および提供の制限)

第5条 1. 個人情報の利用は、本会の業務に必要な範囲内に限定するものとする。

2. 個人情報は次に掲げる場合を除き、これを第三者に提供してはならない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく提供依頼があった場合
- (3) 本会の業務に関する事項を委託する場合

### (適正管理)

第6条 1. 個人情報管理責任者および個人情報管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため所管の個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2. 個人情報管理者は、個人情報をその利用目的に応じてより正確な状態を保つよう努めなければならない。

(業務の委託)

第7条 個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託する場合は、個人情報の保護に必要な事項について、取り決めをしなければならない。

(開示・訂正・削除の請求)

第8条 1. 本会は、会員本人の個人情報について会員本人からの開示の申し出があった場合、当該個人情報を開示するものとする。但し、開示をしないことに正当な理由があると認められる個人情報については、この限りではない。

2. また会員本人の個人情報について本人から訂正または削除の申し出があった場合はできるだけ速やかに訂正または削除する。

(苦情の申し立て、及び処理)

第9条 1. 本会は、保有する個人情報及びその取り扱いについて、当該個人情報によって特定される本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切に対応を行うものとする。

2. 苦情の処理及び相談は個人情報管理者が対応する。その案件内容によって判断が困難な場合は、個人情報責任者に報告の上、審査会を設置する。

(個人情報の利用停止等)

第10条 前条に掲げる審査会での調査、確認の結果、本会の個人情報の利用目的、適正な取得、及び第三者提供の制限に関する規定に違反しているという事実が判明した場合、その利用を停止しなければならない。

2. 前項に掲げる措置をとった場合において、個人情報責任者は当該会員に対して口頭または文書で通知し、かつ、公表しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、同窓会役員会が決定するものとする。

附 則

1. 平成 25 年 4 月 1 日 制定

2. 平成 26 年 10 月 1 日 改正